

埼産協 第23号
令和2年4月30日

埼玉県知事 大野 元裕 様

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林 増雄



新型コロナウイルス感染症対策について（要望）

当協会の事業の運営につきましては、日ごろ格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、県民の生命、健康、生活、産業活動など社会全般に重大な影響を及ぼしています。

もとより、廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラです。このため、産業廃棄物処理業界としても、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続するよう鋭意努めているところです。

また、中小企業の多い当業界では、事務処理する職員が少ないことなどから在宅勤務等も思うように進んでいない現状があります。

そこで今般、当協会では緊急的に「新型コロナウイルス感染症による処理業への影響に関する調査」を実施いたしました。その結果、新型コロナウイルス感染症による影響は、処理業者の8割にも及ぶ深刻なものとなっていることが判明いたしました。

つきましては、この調査結果（別添）を踏まえ、下記のとおり要望いたしますので、御高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 廃棄物処理法（以下、「法」）に基づく産業廃棄物処理業許可の有効期間の延長など

（特別管理）産業廃棄物処理業の更新許可申請等のための必要な手続きを取れない場合があることを考慮し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」の規定に基づく同処理業許可の有効期間の延長の例にならうなど、処理業許可の有効期間の延長に関し所要の特別措置を講ずるよう国に要望すること。

また、法人の名称変更、役員変更等の際に、変更後30日（登記事項証明を要しない変更については10日）以内に、行政庁に提出することが必要な変更届についても、提出期限の延長など所要の特別措置を講ずるよう国に要望するとともに、県としても現下の状況に応じた弾力的な運用を行うこと。

2 産業廃棄物管理票交付等状況報告などの提出期限の延長

毎年6月末日までに行政庁への提出が必要な産業廃棄物管理票交付等状況報告及び多量排出事業者の処理計画・実施状況報告等について、提出期限の延長など所要の特別措置を講ずるよう国に要望すること。また、県としても現下の状況に応じた弾力的な運用を行うこと。

3 帳簿記載期限の延長など

産業廃棄物の処理終了後、所定の期限（翌月末など）までに記載することが必要な帳簿について、当該期限の延長など所要の特別措置を講ずるよう国に要望すること。また、県としても現下の状況に応じた弾力的な運用を行うこと。

さらに、産業廃棄物の処理終了後、10日以内（電子マニフェストの場合は3日以内）に、排出事業者等に産業廃棄物管理票を送付・回付（電子マニフェストの場合は登録）しなければならないとする規定について、当該期限の延長など所要の特別措置を講ずるよう国に要望すること。

4 感染防止対策補助制度の創設など

産業廃棄物処理業を継続するに当たり必要となる防護具確保や設備改修等の新型コロナウイルス感染防止対策について、費用の補助制度の創設、制度融資の拡充、実態に即した具体的できめ細かな対策マニュアルの策定等、所要の措置を講ずるよう国に要望すること。また、県としても可能な措置を講ずること。

5 不法投棄など不適正処理の防止

産業廃棄物不法投棄事犯の86%は排出事業者であり、その動機は処理費節減とするものが最も多い（令和元年度警察白書）。今後、排出事業者の経営悪化に伴い無許可処理業者への委託や、それによる不法投棄など不適正処理の増大が懸念されることから、県として、排出事業者に対する指導の徹底や監視体制の強化など、より一層、不適正処理の防止対策を講ずること。

以上

新型コロナウイルス感染症による処理業への影響に関する調査結果（速報） 令和2年4月24日現在 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

○当協会は標記の緊急アンケート調査を実施（期間：4/16～4/23 対象：会員会社：397社 方法：郵送送付・FAX回収）
 ○4/15時点での状況を調査。その結果、4/24時点で回答のあった会員会社は137社（回収率は35%）
 ○回答のあった137社中、中間処理業の許可を有するのは74社（54%）
 ○中間処理の方法は、破碎52社、圧縮27社、梱包13社、焼却9社、RPF9社など
 ○調査結果は、速やかに「行政への要望」、「関係機関への情報提供」、「公表」を予定

回答状況

調査対象	397
回答あり	137
回答率	35%

業種（複数回答可）

業種	回答数	割合
収集運搬	61	45%
収運・積保	55	40%
中間処理	74	54%
無回答	2	1%
計	137	100%

感染性廃棄物処理業許可をもつ会社処理（収運又は処分）

感染性許可	回答数	割合
あり	11	8%
なし	83	61%
無回答	43	31%
計	137	100%

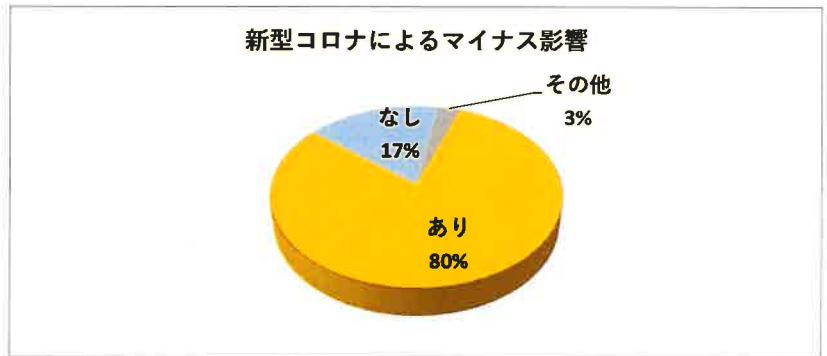
中間処理の方法（複数回答可）

処理方法	破碎	焼却	焼却・熱回収	ガス化燃焼	圧縮	梱包	再生原料化	RPF	その他	無回答
回答数	52	9	1	1	27	13	6	9	22	58

○新型コロナウイルス感染症による処理業への影響があると回答した会社は全回答の80%
 ○影響の内容としては「営業活動の停滞・商談の遅延」「マスク等防護具の確保困難」「受託処理量の減少」が上位の3項目
 ○「受託処理量の減少」の割合を回答した70社のうち29社（41%）は3割以上の減少

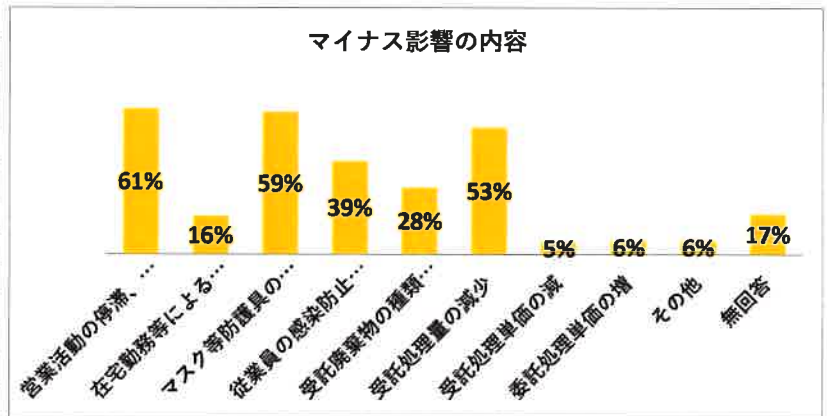
コロナウイルス感染症によるマイナスの影響

区分	回答数	割合
あり	110	80%
なし	23	17%
その他	4	3%
無回答	0	0
計	137	100%



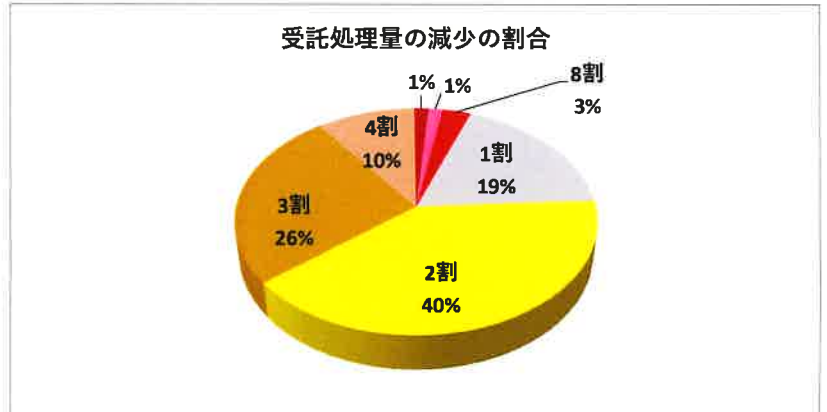
マイナス影響の内容（複数回答可）

影響内容	回答数	回答割合
営業活動の停滞、商談の遅延	83	61%
在宅勤務等による労働力不足	22	16%
マスク等防護具の確保困難	81	59%
従業員の感染防止対策コスト増	53	39%
受託廃棄物の種類の変化	38	28%
受託処理量の減少	72	53%
受託処理単価の減	7	5%
委託処理単価の増	8	6%
その他	8	6%
無回答	23	17%
計	137	100%



受託処理量の減少の割合

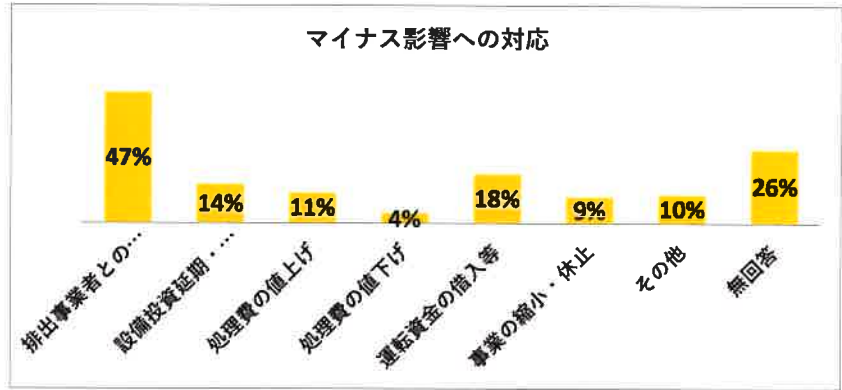
減少の割合	回答数	回答割合
1割	13	19%
2割	28	40%
3割	18	26%
4割	7	10%
5割	1	1%
6割	1	1%
7割	0	0%
8割	2	3%
9割	0	0%
計	70	100%



○ マイナス影響への対応は「排出事業者との調整（47%）」「運転資金の借入等（18%）」「設備投資延期・縮小・中止（14%）」等
 ○ 「処理費の値上げ」又は「処理費の値下げ」による対応も合わせて15%に

マイナス影響への対応（複数回答可）

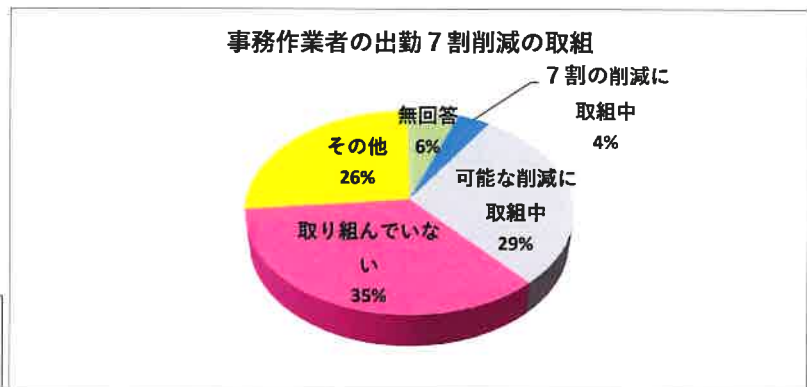
対応内容	回答数	回答割合
排出事業者との調整	64	47%
設備投資延期・縮小・中止	19	14%
処理費の値上げ	15	11%
処理費の値下げ	5	4%
運転資金の借入等	24	18%
事業の縮小・休止	13	9%
その他	14	10%
無回答	36	26%
計	137	100%



○ 事務作業者の出勤7割削減の取組については「取り組んでいない」が最も多く、次いで「可能な削減に取組中」
 ○ 事務作業者の「7割の削減に取組中」の会社は、4%のみ

事務作業者の出勤7割削減の取組

区分	回答数	割合
7割の削減に取組中	5	4%
可能な削減に取組中	40	29%
取り組んでいない	48	35%
その他	36	26%
無回答	8	6%
計	137	100%

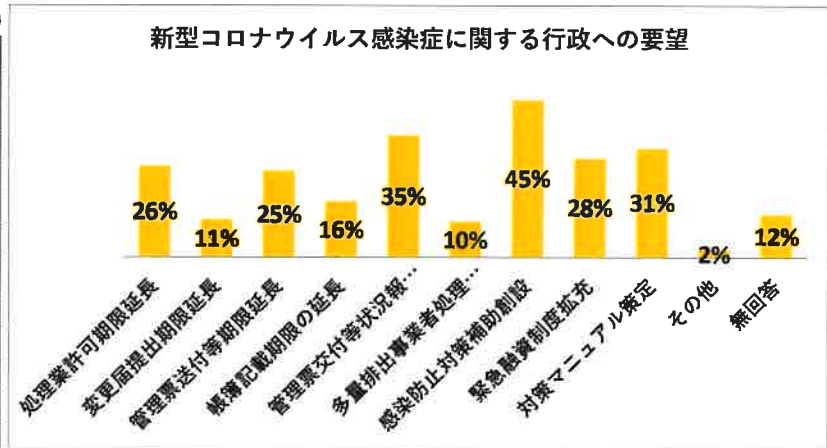


【注意】 今回のアンケート調査では、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省庁宛てに出された令和2年4月13日付けの通知「出勤者7割削減を実現するための要請について」を基に、出勤者8割ではなく出勤者7割削減の取組についてお尋ねさせて頂きました。

○ 行政への要望は「感染防止対策補助創設」「緊急融資制度拡充」がそれぞれ45%、28%と、当然ながら資金手当てに関するものが多い
 ○ 一方「管理票交付等状況報告期限延長（35%）」「管理票送付等期限延長（25%）」等、行政への報告などの期限延長を求める声も
 ○ さらに「対策マニュアル策定（31%）」や「処理業許可期限延長（26%）」の要望も

新型コロナウイルス感染症に関する行政への要望(3つ以内)

対応内容	回答数	回答割合
処理業許可期限延長	36	26%
変更届提出期限延長	15	11%
管理票送付等期限延長	34	25%
帳簿記載期限の延長	22	16%
管理票交付等状況報告期限延長	48	35%
多量排出事業者処理計画等期限延長	14	10%
感染防止対策補助創設	62	45%
緊急融資制度拡充	39	28%
対策マニュアル策定	43	31%
その他	3	2%
無回答	17	12%
計	137	100%



【調査結果のポイント】

- ① 新型コロナウイルス感染症による影響は、処理業者の8割にも及んでいる
- ② その影響内容は、「営業活動の停滞等」「マスク等防護具不足」「受託処理量の減少」など
- ③ 「受託処理量の減少」の割合を回答した70社のうち29社は3割以上の減少。状況は深刻
- ④ 一方、処理業者のほとんどは、「事務作業者の出勤7割削減」に取り組めていない
- ⑤ これは行政への報告などの期限が迫っていて事務作業者の出勤削減が困難なことも一因と想定
- ⑥ 実際「管理票交付等状況報告書の提出期限（6月末）」等の延期を求める要望は2番目に多い